

平成29年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（警察庁）

○ 警察庁内における取組

- ・ ワークライフバランス推進月間に先立ち、「警察庁ワークライフバランス等推進会議」及び「ワークライフバランス等推進幹事会」を開催
- ・ ワークライフバランス推進に関して、知見を有する実務家を招へいし、管理職員等を対象とした講演会を開催
- ・ 内部部局にあっては各課等庶務担当理事官を、附属機関及び地方機関にあっては各課長等をワークライフバランス推進強化月間中における超過勤務縮減推進責任者に指定
- ・ ワークライフバランス推進強化月間を含む6月から9月までの間、休暇取得を一層推進
- ・ 連続休暇の取得を奨励するとともに、計画的な休暇取得促進に資するよう夏季休暇等の計画表を作成
- ・ 休暇取得促進の観点から、公式行事の実施を抑制するなど、公式行事の日程に配慮

○ 「ゆう活」実施概要

- ・ 実施期間：平成29年7月～8月の2か月間
- ・ 対象職員：業務の特性や所属・職員の状況を考慮しつつ、一部期間の実施を含め、可能な限り多くの職員が実施できるよう努める。
- ・ 実施内容：① 各所属において、早出遅出勤務やフレックスタイム制等を活用し、職員の「ゆう活」実施日の終業時刻について、午後4時から午後5時15分等に割り振り、職員が原則として定時退庁できるよう配慮（終業時刻は遅くとも午後5時15分以前）
② 定時退庁が困難な場合でも、可能な限り早期に退庁させるなど、職員の労働強化につながらないように、各所属において、職員の状況に応じた運用を行う。